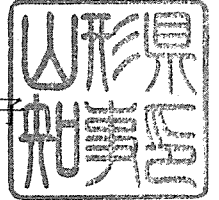


エネ 第106号  
令和4年9月21日

遊佐沖洋上風力発電を考える会  
共同代表 菅原 善子 様  
          本間 淳子 様  
          佐藤 秀彰 様

山形県知事 吉村 美栄子



遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状に対する回答について

貴会より、令和4年8月26日付けで提出された公開質問状に対して、別紙のとおり回答いたします。

## 令和4年8月26日遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状に対する回答

### 質問1

山形県では、どのような根拠と経緯をもって、この離岸距離1～5kmの海域を適地とし、事業化想定海域として国に情報提供したのでしょうか。

単に風況が良い、水深が着床式に適しているということではなく、沿岸域に暮らす地域住民、景観、自然環境に対する配慮はどのようになされたのでしょうか。

そもそもの海域設定の案は県独自のものなのか、国の指導や助言があったのか等についても、併せてお答えください。

### (回答)

- 本県では、地域と協調した洋上風力発電のあり方について研究・検討を進めるため、漁業関係団体をはじめ、県内産学官金の団体や有識者に参画いただき「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議（以下、「全体会議）」を設置するとともに、遊佐町沖での具体的な議論を行うため、遊佐町をはじめ漁業関係者、有識者、経済団体、地元住民代表者等で構成される「遊佐沿岸域検討部会（以下、「遊佐部会）」を設置し、遊佐町の沿岸域を対象とした議論を行っています。
- 想定海域の検討に当たっては、海域の現状（風況や水深等の自然的条件、航跡、港湾区域、航空路、海底ケーブル、漁業権設置区域等）を把握した上で、海域の先行利用者である漁業者等の利害関係者を特定し調整する必要があるため、県漁業協同組合や県鮭人工孵化事業連合会、県内水面漁業協同組合連合会といった漁業関係者や地域住民代表者を含めた関係者と遊佐部会や全体会議において議論を重ねてきました。  
こうした議論や調整を経て、想定海域について、海域の先行利用者である漁業者等の利害関係者を特定可能な、遊佐町地先の沿岸域の岸から概ね4kmから5kmの共同漁業権設定区域内で、沿岸から1km沖合の鳥海国定公園の区域を除くエリアとし、地域住民代表者も参加する遊佐部会や全体会議でも了解を得た上で、次の理由を付して情報提供を行ったところです。  
なお、遊佐部会や全体会議の議論には国からもオブザーバーとして参画いただいております。

【有望な区域として想定する理由】

- ・ 風況が良好(概ね年平均風速が 7.6m/秒以上)であること (NEDO 風況マップ)
  - ・ 沿岸海域の海底環境が概ね遠浅(概ね水深が 40m 以下)の砂地と推測されること
  - ・ 地域として比較的早い時期から風力発電を受け入れてきた歴史があること
  - ・ 最大の利害関係者である山形県漁業協同組合及び地元漁業者から当区域における洋上風力発電導入に前向きであること (海域の先行利用者である漁業者等 (県漁業協同組合、県鮭人工孵化事業連合会、県内水面漁業協同組合連合会) の利害関係者から情報提供することについて了解を得ている)
  - ・ 地元遊佐町から理解が得られていること
- また、沿岸域に暮らす地域住民、景観、自然環境に対する配慮については、国に情報提供を行った想定区域に洋上風力発電が導入された場合の地域に与える影響や課題について、地域住民代表者も参加する遊佐部会や全体会議において議論を重ねており、出された意見や懸念事項については、遊佐部会や全体会議の了解を得て、第2回法定協議会において別添のとおり提示しています。

## 質問2

山形県では、事業化想定海域の設定にあたり、海外の洋上風力発電先進地における離岸距離、健康被害や漁業への影響の実態について、どのような情報収集、調査研究をしたのでしょうか。

ヨーロッパや中国での離岸距離に比べて、あり得ないほどの至近距離での設定をするにあたり具体的にどのような検討をされたのかもお答えください。

## (回答)

- 遊佐部会における検討の中での想定区域は、風況や海底環境を踏まえ、遊佐町地先の沿岸域の岸から概ね4 km～5 kmの共同漁業権設定区域内で、岸から1 km沖合の鳥海国定公園の区域を除くエリアとしており、沖合漁業や鮭ふ化事業への影響、十六羅漢岩からの景観に配慮して設定しました。
- なお、ヨーロッパや中国における洋上風車の離岸距離と比較しての区域設定の検討は行っておりませんが、そもそも日本と海外では地理的条件（遠浅な海底地形）や法制度、漁業権に対する考え方等、様々な条件が異なることを国にも確認しており、離岸距離だけを取り出して区域設定の適否を判断することは難しいと考えております。また、国内外において同様の離岸距離を設定している案件も存在していることから、遊佐町沖が突出して近接しているというものではないと考えております。
- 健康への影響につきましては、次の点について、地域住民代表者も参加する遊佐部会や全体会議にも報告して了解をいただいております。
  - ・ 風車の音に関する専門家である日本大学の町田名誉教授が令和元年12月の秋田県由利本荘市沖の法定協議会で示した資料（根拠は平成28年11月の環境省報告書）では、国内外で得られた科学的知見を踏まえると、1 km程度離れると風車の騒音（低周波を含む）が減衰し、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いとされている。
  - ・ 騒音等による影響の不安がある場合には、環境アセスメント手続きの中で住民が事業者に対して意見を述べるができることに加え、県としても公募で決定された事業者（既に先行して環境アセスメント手続きを行っている事業者を含む）に対して詳細な調査の実施と住民に対する丁寧な説明を求めていく。

- 漁業への影響につきましては、洋上風力発電の導入によって大きく影響を受ける海域の先行利用者である漁業者等（県漁業協同組合、県鮭人工孵化事業連合会、県内水面漁業協同組合連合会）の利害関係者に対し、遊佐部会や全体会議において、「今後開催される法定協議会の場で、漁業影響調査の在り方について協議が行われ、漁業関係者の意見が反映されることになる」旨を説明し、了解をいただいております。

また、事業者を求める漁業協調・漁業振興策等に関する対応方向を検討するため、令和元年度と2年度に漁業協調策等検討会議を開催し、漁業関係者や行政関係者、有識者らによる議論も行っております。

- なお、離岸距離、健康被害や漁業への影響等について、遊佐部会等で出された意見について、第2回法定協議会において別添のとおり提示しています。

### 質問3

いかに経済効果や雇用が生まれたとしても、健康被害や環境破壊を生じてしまつては、事業は公害となります。現に各地の陸上風車でも「風車病」と呼ばれる健康被害があることは事実です。もしそのような被害が発生した場合、責任は事業者だけではなく、事業想定海域を国に情報提供した山形県にもあると考えます。

山形県知事は、沿岸域に暮らす県民の安全安心な暮らしと、鳥海山と日本海の恵みである貴重な環境を守るという責任を負う覚悟で国に情報提供したのでしょうか。

### (回答)

- 本県では、エネルギー戦略の中で再生可能エネルギーの導入拡大を進めております。その中でも、洋上風力発電は非常にポテンシャルが高く、また、遊佐町沖については、風況などの環境が良いこと、沿岸海域の海底環境が遠浅の砂地と推測されること、比較的早い時期から風力発電が普及してきた歴史があることなどを踏まえ、遊佐部会や全体会議において導入の可能性について、丁寧に検討してきました。

検討を進める上では、地域の皆様に御理解いただくことが重要であると考えており、質問1・2でも回答しておりますが、健康や環境・景観、漁業等への影響について、海域の先行利用者である漁業者等（県漁業協同組合、県鮭人工孵化事業連合会、県内水面漁業協同組合連合会）の利害関係者や地域住民代表者を含めた関係者と、遊佐部会や全体会議の場で丁寧に意見交換を行い、了解が得られたことから、想定区域を国へ情報提供することとなったものです。

- 事業の実施にあたっては、事業者が責任を持つという前提がありますが、県としても、遊佐部会等が出された意見の内容を踏まえ、事業者に求める内容についてしっかりと法定協議会の中で関係者と議論し、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減されるよう進めていきます。

更に、法定協議会は、事業者が選定されて以降も事業が終了し撤去が完了するまで事業者が参画した形で継続しますので、計画通りに事業が実施されるよう、県としても法定協議会の一員として進捗管理していきます。

## これまでの遊佐部会等で出された意見

## ○選定事業者に求めていくべき事項

項目	具体的な意見内容
(1) 環境・景観に関する事	<p>①騒音及び低周波(超低周波を含む)、風車の影による影響について、環境影響評価法その他関係法令に基づき、環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。</p> <p>②風車の建設工事に伴う鳥海山からの伏流水・海底湧水への影響について、環境影響評価手続きに基づき、調査や予測及び評価を行うこと。</p> <p>③風車が鳥類に与える影響について、最新の知見を踏まえた方法に準拠して調査を行うこと。</p> <p>④風車の設置による海岸侵食への影響や、風下となる沿岸線の松林や農業地域への影響といった、環境影響評価の項目にない懸念事項についても、地域住民に対し丁寧に説明すること。</p> <p>⑤風車の配置について、可能な限り海岸から離すこととし、鳥海山・飛鳥ジオパークや十六羅漢岩等、町の景勝地からの景観に十分配慮するとともに、環境影響評価手続きにおいては、複数の眺望地点からのフォトモンタージュを作成し、地域住民に対し丁寧に説明すること。</p>
(2) 漁業に関する事	<p>①風車の建設前から、環境影響評価と並行し、漁業対象の重要魚種の継続的なモニタリングを実施すること。また、モニタリングの実施に当たっては、サケ・アユ・サクラマスなどの遡河性魚種も対象とすること。</p> <p>②鮭孵化事業及び内水面漁業を含む漁業等に、漁獲減少等、不測の事態が生じた場合の対策を予め定めること。</p> <p>③選定事業者は、山形県が取りまとめを行った「漁業協調策・漁業振興策に関する対応方向」に沿った協調策や振興策を実施すること。</p> <p>④漁業振興にも利活用できる基金を設立し、その利活用については、地域の漁業関係者の将来に向けた意向を十分踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら検討すること。</p>
(3) 地域振興に関する事	<p>①地域振興にも利活用できる基金を設立し、その利活用については、関係者間の合意形成を図りながら検討すること。</p> <p>②風車の建設やメンテナンス等に当たっては、地元企業や酒田港及び吹浦漁港を最大限活用し、地域活性化につなげるとともに、必要な人材についても地元から積極的に雇用すること。</p> <p>③災害等の停電時に、地元住民が非常電源として電気を使える仕組みを構築すること。</p> <p>④当該発電設備による電力、環境価値を地域で利用できる仕組みを構築すること。</p>
(4) 安全面に関する事	<p>①電波障害について、地域住民への影響がないよう考慮するとともに、万が一障害が生じた場合は、選定事業者の責任で対策を講じること。</p> <p>②地震、津波、落雷、台風等自然災害への耐久性について、各技術基準を順守した設計及び建設を行い、安全確保に万全を期すとともに、不測の事態が生じた際の対応についても最大限配慮すること。</p> <p>③船舶航行に関する安全確保について、実効性のある対策を講じること。</p>

※ 特に(2) 漁業に関する事、(3) 地域振興に関する事については、現在、本協議会の意見として反映する内容を検討中。